

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にとりくんでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県宇佐市

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する事務を実施する。 母子保健に関する事務について具体的な事務は以下のとおり。 ①妊婦及び乳幼児の保健指導又は保健指導を受けることの勧奨 ②妊産婦、新生児及び未熟児の訪問指導の実施 ③妊婦及び乳幼児の健康診査の実施又は健康診査をうけることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑦未熟児養育医療の給付若しくは未熟児養育医療に要する費用の支給又は徴収に関する事務 申請については、窓口による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。 【マイナポータルにおけるお知らせ機能の利用】 郵送等での通知のほかに、マイナポータルのお知らせ機能を用いて対象者へ通知を行うことができる。
③システムの名称	1 e-AFFECT(健康管理システム) 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表の49の項 2 平成26年内閣府・総務省令第5号40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 総務課 TEL0978-27-8103
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 子育て支援課 TEL0978-27-8145

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	子育て支援課長 祥雲弘一	子育て支援課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	TEL0978－32－1111	TEL0978－27－8101	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	TEL 0978－32－1111	TEL0978－27－8145	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	申請については、窓口による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	【マイナポータルにおけるお知らせ機能の利用】郵送等での通知のほかに、マイナポータルのお知らせ機能を用いて対象者へ通知を行うことができる。	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1 新健康管理システム	1 e-AFFECT(健康管理システム)	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(新規追加)	4 サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	TEL0978－27－8101	TEL0978－27－8103	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項及び別表第一の49の項	1 番号法第9条第1項及び別表の49の項	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 別表第一 【情報提供の根拠】 別表第二	【情報照会の根拠】 別表 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	